

第7期介護保険事業計画のポイント

○自立支援、介護予防・重度化防止の推進の方向性

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、地域の課題を分析してサービス提供体制等を構築することや、高齢者になるべく要介護状態とならずに自立した生活を送っていただくための取り組みを進めることが重要である。

○介護給付等対象サービスの充実・強化

今後75歳以上の高齢者をはじめ、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人が増加することが見込まれる。

そうした方々が住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためには、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護などの普及が重要である。また介護者が仕事と介護を両立できるサービスの提供体制を構築することも重要となる。これらもふくめて、地域の特徴を踏まえながら、中長期的に在宅サービス、施設サービスを保険者としてどのような方向性をで充実させていくかを提示する。

○在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

今後、急増する高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要である。

管内の高齢者が住み慣れた地域で、必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できる社会に向けてどのような取り組みが必要か検討する。

○日常生活を支援する体制の整備

平成29年4月から新しい総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）を開始した。総合事業については、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直すこととされている。

生活支援にかかるコーディネーターの配置などにより、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様なサービス主体による多様なサービスの確保や、各種サービスの今後の方向性を検討する。

○高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などのサービスが提供される前提となる住まいに関して、公営住宅、高齢者に対する賃貸住宅や老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等）を今後どのような方向性で充実させていくか、保険者として方向性を提示する。その際、市町村及び都道府県の住宅関係の計画担当部局、介護保険部局との連携を図る。

○認知症施策の推進

高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備軍だといわれています。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加（2025年約700万人（約5人に1人））すると予測されています。

認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要となります。国が示している認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の基本的考えをふまえ、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すための取り組みや考えを示す。

「平成29年3月10日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」より抜粋